

鳴門市各中学校消防用設備等点検業務仕様書

1. 業務内容

- ・消防用設備等の機能保持の為、消防法・消防法施行令・消防法施行規則の規定に基づく点検業務の実施。
- ・点検後、法令で定められた点検結果報告書の提出。

2. 対象施設及び設備

別紙のとおり。市内の各中学校に付随する標記の設備一式。

3. 履行期間

令和7年7月22日から令和8年3月31日まで。

4. 業務履行

本業務の履行に際しては、各施設の管理者と十分な調整の上、実施すること。受注後、着手前に業務実施スケジュール（様式は自由）を提出すること。

5. 業務費内訳書の提出

受注後に、契約金額に係る業務費内訳書の提出を求める。様式は別途定める。

6. 報告書の提出

報告書の提出期限は1回目を9月末とし、2回目を3月末とする。

7. その他

受注後、業務実施時において疑義が生じた際は両者協議のうえ作業を行うものとする。